

空家除却補助制度

市内にある空家（概ね1年以上居住その他の使用がなされていないもの）で、不良住宅または旧耐震住宅の除却を行う所有者に対して、除却工事に要する費用の一部を補助する制度です。

【対象者（以下の全てに該当する者）】

- ・補助対象空家の固定資産税を滞納していない者
- ・直近の市民税の課税所得金額が507万円未満の個人または法人税額が0円の法人

【対象空家（以下のいずれかに該当する建築物）】

- ・不良住宅
不良度判定基準の評点の合計が100点以上のもの（事前調査申込後、市職員にて調査します。）
- ・旧耐震住宅
昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、「耐震診断」の結果の評点が0.7未満、または「誰でもできるわが家の耐震診断」の点数が7点以下

【不良住宅の例】※あくまでも一例です。

- 家が傾いている
- 屋根が落下している
- 外壁が剥落している
- 藁ぶき屋根であるなど



【補助内容】

補助対象空家	補助率	限度額
不良住宅	除却工事に要する費用または延べ床面積に国が定める1㎡当たりの限度額（※）を乗じた額のいずれか低い額の80%	100万円
旧耐震住宅	除却工事に要する費用の23%	50万円

※国が定める1㎡当たりの限度額

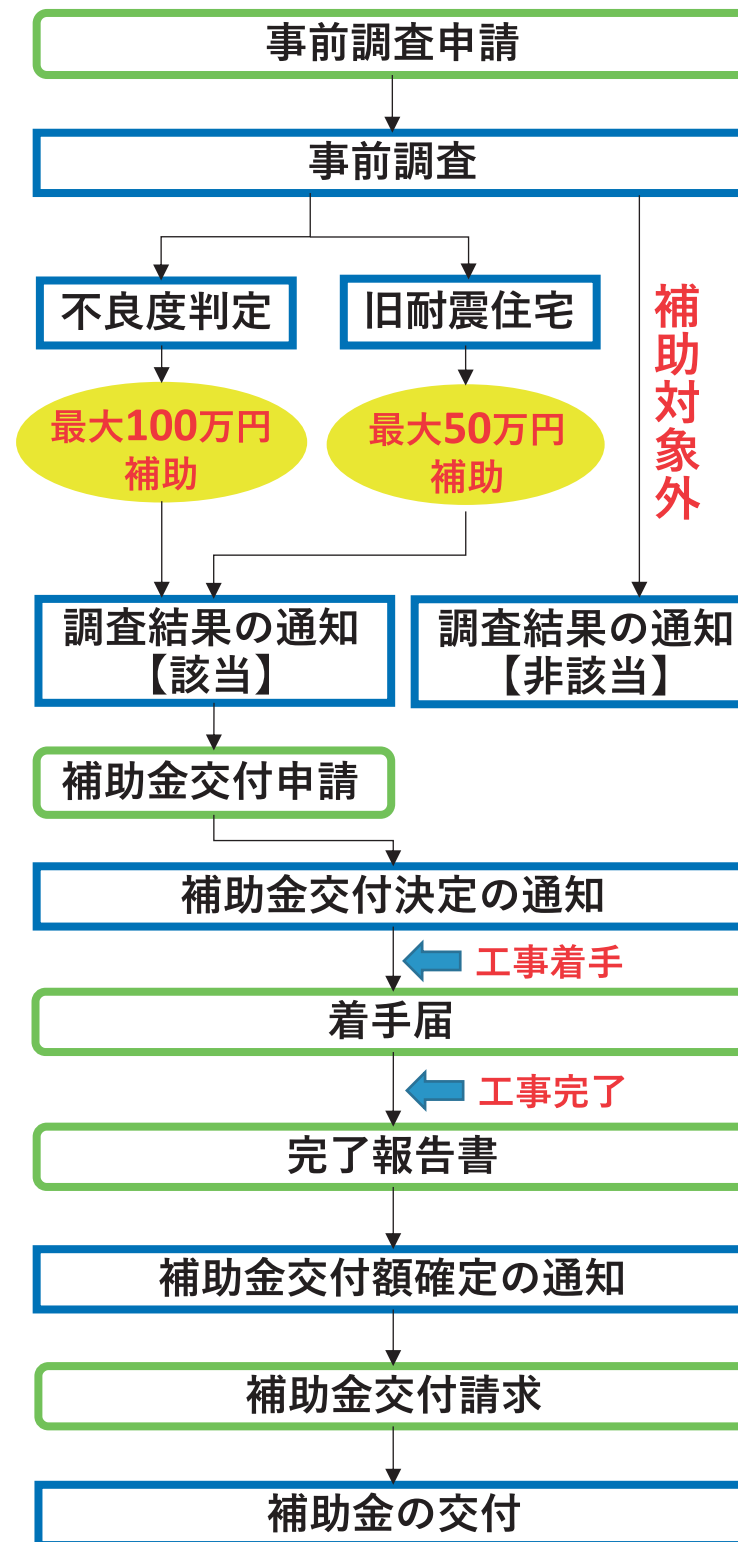
補助金申請年度の国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等のうち、第9不良住宅等除却費の第2号除却工事費に記載されている限度額のことです。

1㎡当たりの限度額の確認はこちら



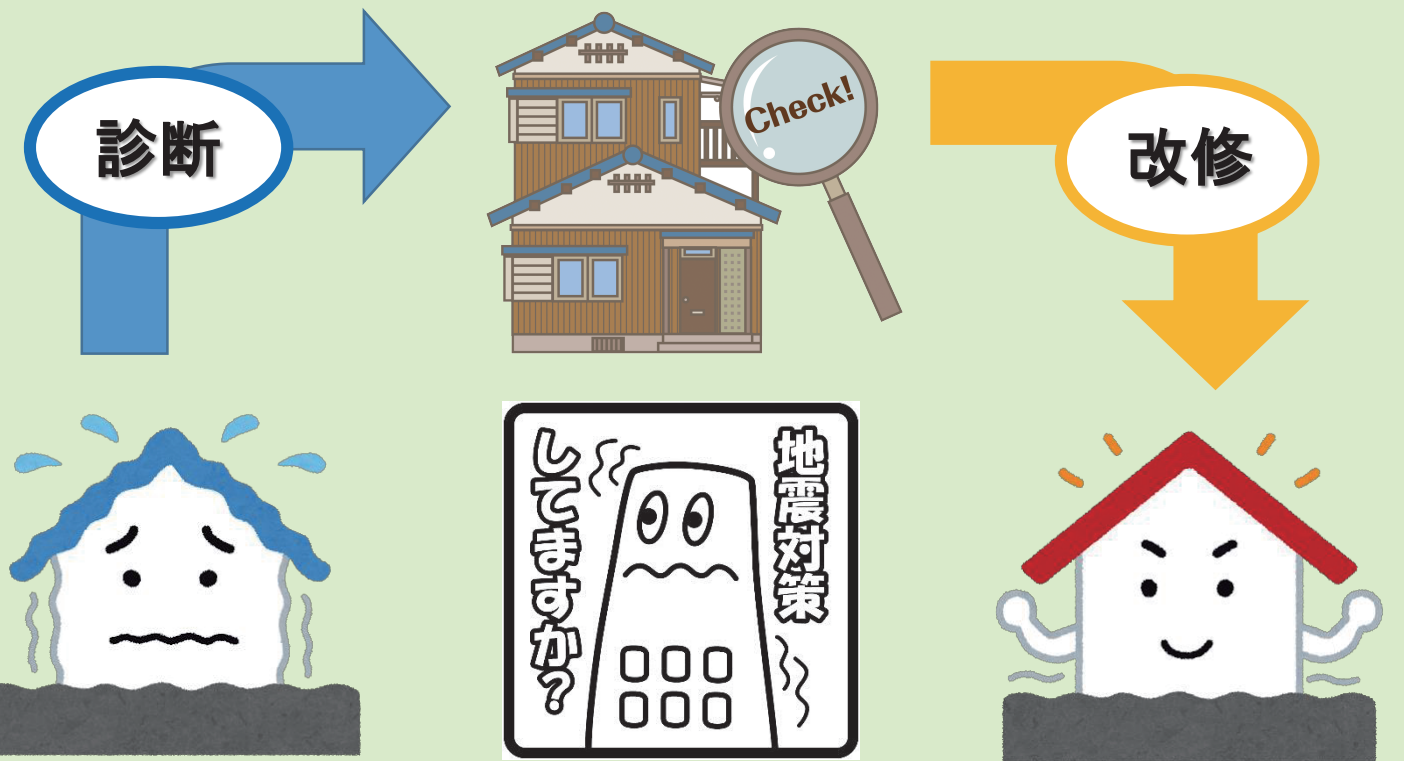
★条件により、固定資産税等の減免制度が利用できます。詳しくはHPをご覧ください。

＜＜申請フロー＞＞



補助対象外

申請者
大阪狭山市



大阪狭山市 建築物耐震化、空家除却 補助制度

適切に管理された空家



放置

管理不全な空家



改善

放置

老朽化した
危険な空家

空家が及ぼす影響

空家を放置しておくと、景観を損ねるだけでなく、防災・防犯面で、周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があります。更に時間が経過し老朽化すると、家屋の倒壊や屋根・外壁の落下などのおそれがある『危険な空家』となります。



大阪狭山市 まちづくり推進部 都市政策グループ

大阪狭山市狭山一丁目2384 番地の1

072-360-4159（直通）、072-366-0011（代表）

toshikeikaku@city.osakasayama.osaka.jp

詳しい内容はホームページまたは電話で問い合わせください。



耐震診断補助制度

震災に強い市街地の形成を目指し、昭和56年(1981年)に改正された建築基準法の新耐震基準に適合していない民間建築物に対して、耐震診断費用の一部を補助する制度です。

【対象者】
・補助対象建築物の所有者

【対象建築物】
・昭和56年5月31日以前に建築された建築物で、市内にある住宅または、特定既存耐震不適格建築物
※特定既存耐震不適格建築物・・・
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、一定の用途、規模に該当する昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した多数の者が利用する建築物

【補助内容】

補助対象建築物	補 助 率	限 度 額	
木 造 住 宅	耐震診断にかかる費用の11分の10	戸建住宅	5万円
		共同住宅など	1戸当たり5万円(上限100万円)
非 木 造 住 宅	耐震診断にかかる費用の2分の1	戸建住宅	2万7千円
		共同住宅など	1戸当たり2万7千円(上限100万円)
特定既存耐震不適格建築物	耐震診断にかかる費用の3分の2	学校、病院、老人ホームなど	133万2千円
	耐震診断にかかる費用の2分の1	上記以外	100万円

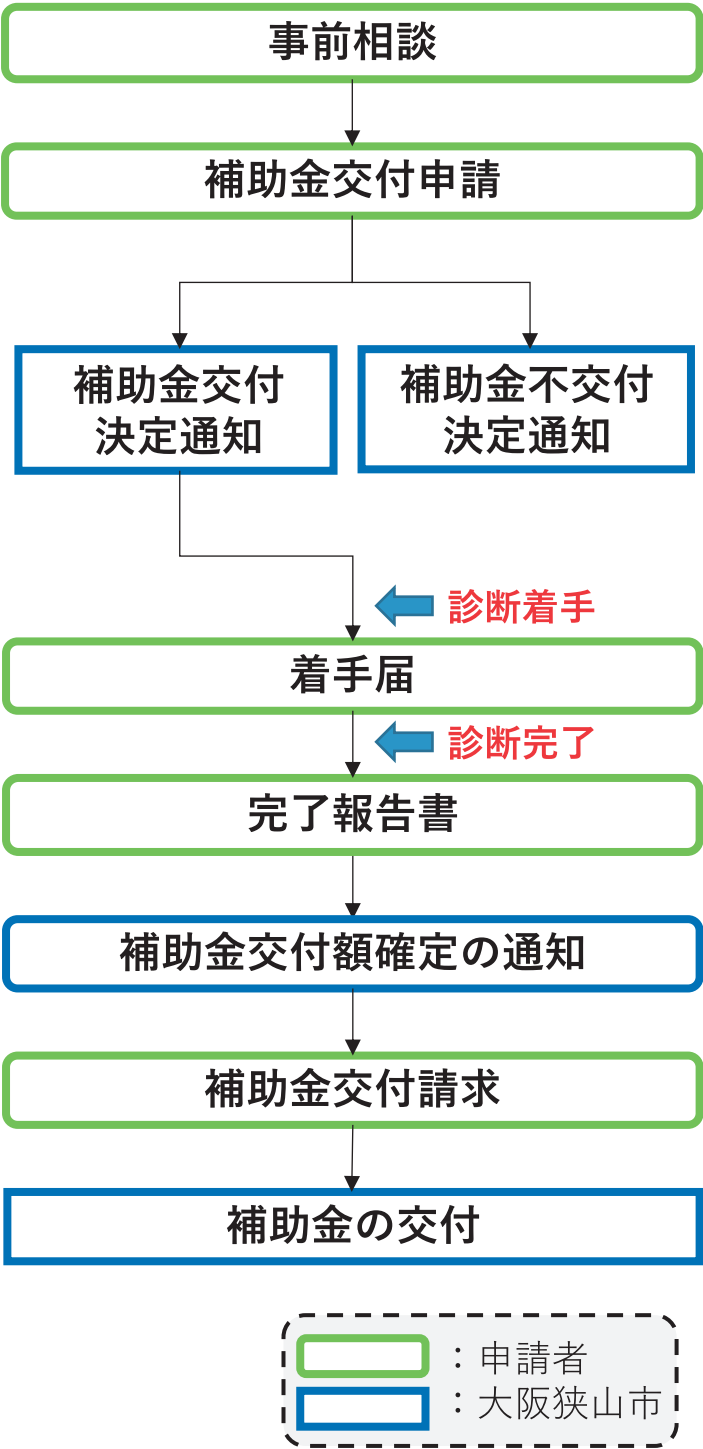
■代理受領制度について

代理受領制度は、申請者との契約により耐震診断や改修工事等を実施した業者が、申請者の委任を受けて補助金の受領を代理で行うことができる制度です。本制度の利用により、申請者は工事費等から補助金を差し引いた額のみ用意すればよく、支払い時の費用負担が軽減されます。

【手続き方法】
完了報告書の提出と同時に、代理受領委任状、代理受領確認書、領収書の写しを提出してください。

【利用可能な補助制度】
耐震診断、耐震改修、空家除却

《申請フロー》



耐震改修補助制度（設計を含む）

木造住宅の耐震改修を促進するため、市内にある木造住宅の耐震改修を行う所有者に対し、耐震改修費用の一部を補助する制度です。

【対象者（以下の全てに該当する者）】
・補助対象住宅の所有者
・直近の市民税の課税所得金額が507万円未満の個人または、法人税額が0円の法人
・補助対象住宅の固定資産税を滞納していない者

【対象住宅】
・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、市内にある住宅
・耐震診断の結果、評点が1.0未満の木造住宅
・最大応答変形角が1/15を超える木造住宅
※最大応答変形角・・・
地震時にどれだけ建物に変形してもよいかを規定されており、その判断基準に用いられる指標の最大値です。

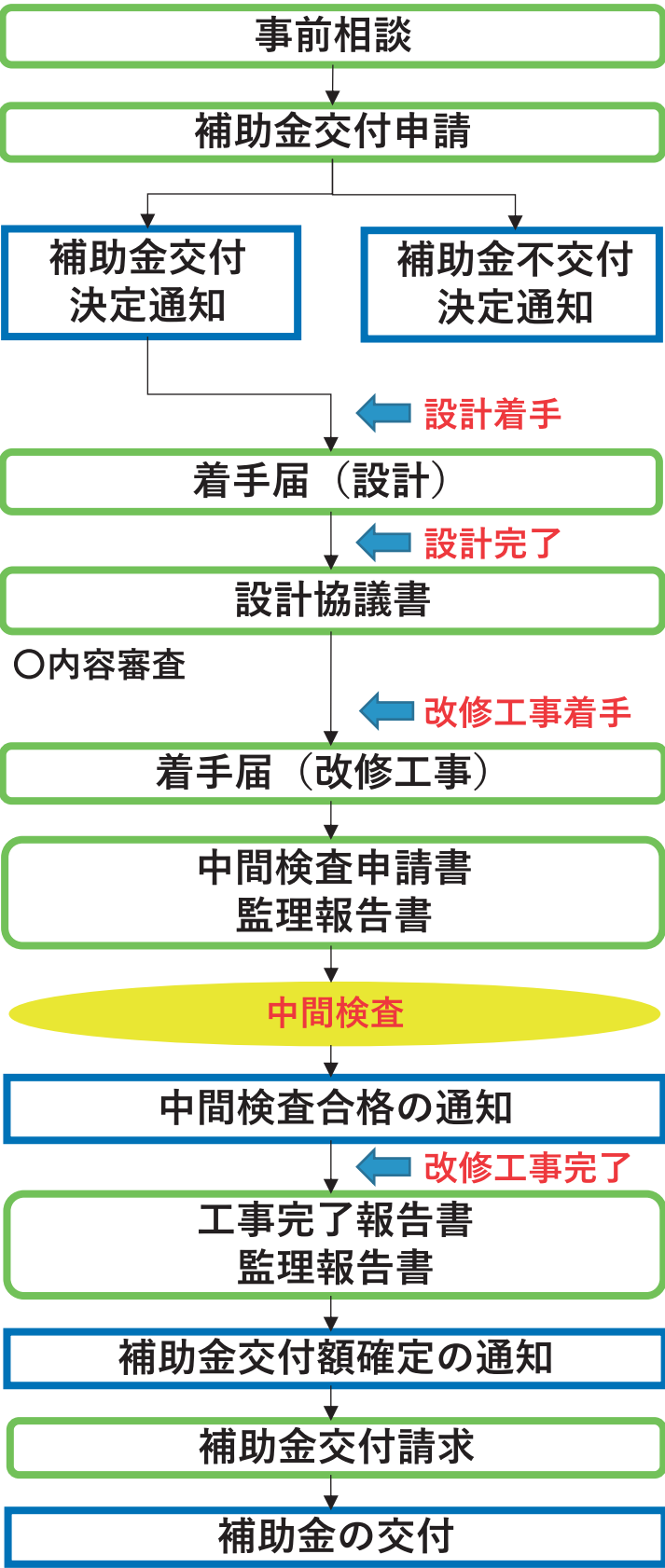
【対象経費】
・耐震改修設計の作成に要する費用
・耐震改修工事に要する費用
（必要となる撤去費用、再仕上げ等の費用を含む）
・シェルター設置工事に要する費用
（工事に伴って必要となる床補強等の費用を含む）

【補助内容】

補助対象建築物	補 助 率	限 度 額
木 造 住 宅	耐震改修にかかる費用の10分の8	1戸当たり95万円(所得により115万円)
長屋・共同住宅		1当たり95万円×戸数(所得により115万円)
耐震シェルター	定 額	1戸当たり85万円(所得により105万円)

[] : 申請者
[] : 大阪狭山市

《申請フロー》



《各申請の期限について》

毎年度12月28日までに申請を行うこと。
ただし、申請年度の3月15日までに完了報告書を提出する必要があります。
※各期限が土・日等休日の場合は、その前の平日が申請(報告)期限となります。